

新	旧
<p style="text-align: center;">信用取引の契約締結前交付書面</p> <p>(内容省略)</p> <p>(手数料など諸費用について～当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等 省略)</p> <p>信用取引の終了事由</p> <p>当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）、信用取引は解除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ お客様が当社所定の手続きにより、解約の申し入れをされた場合 ▶ お客様が法令等、当社の定める各約款等に違反した場合 ▶ お客様が市場の公正な価格形成に弊害をもたらす取引注文を行っているとして当社が判断した場合 ▶ お客様又は代理人が反社会的勢力に該当すると当社が判断した場合 ▶ お客様の<u>登録アカウント</u>のお取引及び保護預り証券を含む全ての残高がなくなった後、相当期間が経過した場合 <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">令和6年8月24日 改訂</p>	<p style="text-align: center;">信用取引の契約締結前交付書面</p> <p>(内容省略)</p> <p>(手数料など諸費用について～当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等 省略)</p> <p>信用取引の終了事由</p> <p>当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）、信用取引は解除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ お客様が当社所定の手続きにより、解約の申し入れをされた場合 ▶ お客様が法令等、当社の定める各約款等に違反した場合 ▶ お客様が市場の公正な価格形成に弊害をもたらす取引注文を行っているとして当社が判断した場合 ▶ お客様又は代理人が反社会的勢力に該当すると当社が判断した場合 ▶ お客様の<u>開設口座</u>のお取引及び保護預り証券を含む全ての残高がなくなった後、相当期間が経過した場合 <p>(以下、省略)</p>

<p>別紙 1 代用有価証券の種類、代用価格等</p> <p>(1.~3. 省略)</p> <p>4. 信用取引で売買した株券等のその後の値動きにより、計算上の大きな損失が生じ、委託保証金代用有価証券の値下がり又は掛目の変更等により、委託保証金率が 20%未満となった場合、又は委託保証金が 30 万円未満となった場合には、不足額を不足が生じた日の 2 営業日後の 12 時 00 分までに当社に差し入れていただくこととなります。</p> <p>保証金の差入れは、①お客様による<u>信用取引口座</u>へのご入金、又は、②保有されている信用建玉の返済とします。保証金の差入れのために信用建玉を返済された場合、返済頂いた信用建玉の 20%の金額を不足額へ充当します。なお、不足額を期日までに差し入れていただけない場合には、お客様の計算により信用建玉を決済させていただきます。</p> <p>お客様におかれましては、不足額や当社からのお知らせをメール・取引ツール等にて、ご自身でご確認ください。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>別紙 2 信用取引に係る手数料及び諸費用 (内容省略)</p>	<p>別紙 1 代用有価証券の種類、代用価格等</p> <p>(1.~3. 省略)</p> <p>4. 信用取引で売買した株券等のその後の値動きにより、計算上の大きな損失が生じ、委託保証金代用有価証券の値下がり又は掛目の変更等により、委託保証金率が 20%未満となった場合、又は委託保証金が 30 万円未満となった場合には、不足額を不足が生じた日の 2 営業日後の 12 時 00 分までに当社に差し入れていただくこととなります。</p> <p>保証金の差入れは、①お客様による<u>信用口座</u>へのご入金、又は、②保有されている信用建玉の返済とします。保証金の差入れのために信用建玉を返済された場合、返済頂いた信用建玉の 20%の金額を不足額へ充当します。なお、不足額を期日までに差し入れていただけない場合には、お客様の計算により信用建玉を決済させていただきます。</p> <p>お客様におかれましては、不足額や当社からのお知らせをメール・取引ツール等にて、ご自身でご確認ください。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>別紙 2 信用取引に係る手数料及び諸費用 (内容省略)</p>
--	--